

入札公告（説明書）

令和8年4月10日

東日本高速道路株式会社 東北支社長 梅木 秀郎

次のとおり条件付一般競争入札方式による調達案件について公告します。

なお、本調達案件については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和8年4月版）』（以下、「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本調達案件に参加する者は、共通入札公告4-2-1. に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（調査等名）	令和8年度 秋田自動車道 湯田～山内間水文調査
1-2	業務概要	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』または『金抜設計書』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO東日本 東北支社長 梅木 秀郎
1-4	契約担当部署	NEXCO東日本 東北支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡1-1-1 JR仙台イーストゲートビル12階 (電話) 022-395-7574 (電子メールアドレス) ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本調達案件においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：本書2-18. に示すとおり
1-12	見積活用方式の有無	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと

1-13	その他	特記事項なし
------	-----	--------

2. 入札手続き日程

2-1	審査基準日	本書2-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和8年4月24日まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和8年4月24日 16時00分まで ※共通入札公告4-3-1. ～4-3-4. に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書様式1 (2) 競争参加資格確認申請書様式2 (3) 競争参加資格確認申請書様式3 (4) 担当者連絡先届</p>
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和8年5月21日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から7日（休日を含まない。）以内の休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

2-6	技術提案書の 提出期限	本調達案件においては非該当
2-7	技術提案書に関する ヒアリング期間	本調達案件においては非該当
2-8	技術提案書の特定通 知日	本調達案件においては非該当
2-9	非特定通知にかかる 理由の説明請求期限 日	本調達案件においては非該当
2-10	参考見積書の提出期 限	本調達案件においては非該当
2-11	参考見積書に関する 問い合わせ期間	本調達案件においては非該当
2-12	訂正参考見積書提出 期限	本調達案件においては非該当

2-13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和8年5月28日 16時00分 ※共通入札公告4-4. に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 入札書</p>
2-14	開札日時	令和8年5月29日 10時00分
2-15	開札執行場所	本書1-4. に示す契約担当部署

2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日から令和8年5月14日 16時00分まで</p> <p>【受付場所】 本書1-4. に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 書留郵便等による提出で質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面をMicrosoft Word等により作成したファイルを記録したCD-Rも提出すること。 なお、質問書面には会社名及び提出日を記載すること。</p> <p>【質問内容の記載上の留意点】 質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。</p>
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
2-18	資料の閲覧期間 (設計業務成果品等の貸与)	本調達案件においては非該当

競争参加資格要件等一覧表

業務名		令和8年度 秋田自動車道 湯田～山内間水文調査																																													
調達手続の概要	競争契約の方法	条件付一般競争入札方式																																													
	落札者の決定方法	総合評価落札方式																																													
	見積活用方式の対象	無																																													
	評価値の算出方法	加算方式																																													
	入札ポンド	対象外																																													
	履行ポンド	対象																																													
	審査時期	事前審査																																													
以下に示す業種区分の「令和7・8年度競争参加資格」を有する者であること。																																															
競争参加要件	業種区分	地質・土質調査																																													
	企業に求める事項	審査基準	審査基準日において、平成23年4月1日以降に公共発注機関※から直接仕事を受注する企業（以下、「元請」という。）として完成及び引渡し完了した業務において次に示す同種業務の実績を有すること。 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。																																												
		同種業務実績	業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）の業務実績データ（業務データ）で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質</td> <td>地下水</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土質及び基礎</td> <td>地下水</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	地質	地下水			土質及び基礎	地下水																																		
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																												
地質	地下水																																														
土質及び基礎	地下水																																														
	審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できること。 平成23年4月1日以降に元請として完了及び受渡し完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。 業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）の業務実績データ（業務データ）で次のいずれかのデータ登録を行っている業務において技術者情報に登録されている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																													
	同種業務実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質</td> <td>地下水</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土質及び基礎</td> <td>地下水</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	地質	地下水			土質及び基礎	地下水																																		
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																												
地質	地下水																																														
土質及び基礎	地下水																																														
	予定管理技術者に求める事項	次に示すいずれかの技術者資格を有し、かつ、当該技術者資格に応じて関連する法規又は制度による資格登録等を行っている者であること。																																													
	技術者資格	<table border="1"> <thead> <tr> <th>イ</th> <th>1 技術士</th> <th>総合技術監理部門</th> <th>建設－土質及び基礎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2 技術士</td> <td>総合技術監理部門</td> <td>応用理学－地質</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 技術士</td> <td>建設部門</td> <td>土質及び基礎</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 技術士</td> <td>応用理学部門</td> <td>地質</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">5 上記3～4のいずれかと同等の能力と経験を有する者※1</td> </tr> <tr> <th>ロ</th> <th>6 RCCM</th> <th>地質</th> <th></th> </tr> <tr> <td></td> <td>7 RCCM</td> <td>土質及び基礎</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 地質調査技士</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、上記の資格について、現在の資格名称等（部門名称等を含む。以下同じ。）と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。</p> <p>※1 「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る）にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。</p>		イ	1 技術士	総合技術監理部門	建設－土質及び基礎		2 技術士	総合技術監理部門	応用理学－地質		3 技術士	建設部門	土質及び基礎		4 技術士	応用理学部門	地質		5 上記3～4のいずれかと同等の能力と経験を有する者※1			ロ	6 RCCM	地質			7 RCCM	土質及び基礎			8 地質調査技士														
イ	1 技術士	総合技術監理部門	建設－土質及び基礎																																												
	2 技術士	総合技術監理部門	応用理学－地質																																												
	3 技術士	建設部門	土質及び基礎																																												
	4 技術士	応用理学部門	地質																																												
	5 上記3～4のいずれかと同等の能力と経験を有する者※1																																														
ロ	6 RCCM	地質																																													
	7 RCCM	土質及び基礎																																													
	8 地質調査技士																																														
	手持ち業務件数	管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、「契約件数の合計が10件以上」に該当した場合は、競争参加資格なしとする。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記の件数を「5件以上」とする。																																													
	業務実施体制の妥当性	以下のいずれかに該当する場合には競争参加を認めない。 ①再委任の内容が共通仕様書に示す「主たる部分」若しくは「秘密の保持」に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。																																													
競争参加資格未資格者 その他	施工管理（調査等）業務の受注者	業務名 令和8年度 秋田自動車道 横手東工区施工管理業務	受注者名（株）横浜コンサルティングセンター																																												
		業務名 -	受注者名 -																																												
		-																																													

技術者資格に関する契約履行要件等一覧表【予定管理技術者以外の技術者に契約後に求める要件】

		配置基準	履行期間の開始日（「余裕期間制度」を適用した業務は、受注者が設定した業務の始期）において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できること。
契約履行要件 (契約後に技術者を配置するための要件: 調達手続き中の配置は不要)	予定照査技術者に求める事項	技術者の配置	不要
		同種業務実績	-
		技術者資格	-
	予定現場作業責任者に求める事項	技術者の配置	必要
		同種業務実績	-
		技術者資格	予定管理技術者に求める技術者資格と同一とする。

※予定管理技術者に求める経験・資格は競争参加資格要件等一覧表に記載している。

技術評価項目及び評価基準

評価 タイプ	WTO 適用以外	地域精通 あり
-----------	-------------	------------

技術評価を行うため競争参加者に提出を求める競争参加資格確認申請書の作成、技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

総合評価落札方式			技術評価点(満点) ^(注1)	100点																										
評価項目		評価基準																												
競争参加者の経験及び能力	実績等	企業の同種業務の実績	次の基準で評価する。																											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"> $\text{評価点} = \frac{\text{配点 (20点)}}{a} \times \text{係数}$ 評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 係数 a の設定は下記のとおり </td> <td rowspan="4">0 ～ 20 点</td> <td rowspan="4">20点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合</td> <td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td> </tr> <tr> <td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡橋高速道路株式会社、又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td>3) 上記に該当しない</td> <td colspan="2">0.00</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準			評価点	配点	$\text{評価点} = \frac{\text{配点 (20点)}}{a} \times \text{係数}$ 評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 係数 a の設定は下記のとおり			0 ～ 20 点	20点		同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡橋高速道路株式会社、又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12	3) 上記に該当しない	0.00			
評価基準			評価点	配点																										
$\text{評価点} = \frac{\text{配点 (20点)}}{a} \times \text{係数}$ 評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 係数 a の設定は下記のとおり			0 ～ 20 点	20点																										
	同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合			同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合																									
1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50			0.25																									
2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡橋高速道路株式会社、又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25			0.12																									
3) 上記に該当しない	0.00																													
競争参加者の経験及び能力	実績等	企業の地域での業務実績	次の基準で評価する。																											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年4月1日以降に履行対象地域で業務を行い公共発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。</td> <td>①実績がある</td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。</td> <td>②上記に該当しない</td> <td>0点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>履行対象地域：岩手県又は秋田県内</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価点	配点	平成23年4月1日以降に履行対象地域で業務を行い公共発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。	①実績がある	5点	5点	※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。	②上記に該当しない	0点		履行対象地域：岩手県又は秋田県内														
評価基準		評価点	配点																											
平成23年4月1日以降に履行対象地域で業務を行い公共発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。	①実績がある	5点	5点																											
※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。	②上記に該当しない	0点																												
履行対象地域：岩手県又は秋田県内																														
競争参加者の経験及び能力	実績等	ワーク・ライフ・バランス関連制度認定の取得	次の基準で評価する。																											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">審査基準日において、次の制度認定の取得状況について評価する。</td> <td rowspan="2">5点</td> <td rowspan="2">5点</td> </tr> <tr> <td>1) 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・プラチナえるぼし認定企業)</td> <td>①左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している</td> </tr> <tr> <td>2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)</td> <td rowspan="2">②左記の1)から3)のいずれも認定を取得していない</td> <td rowspan="2">0点</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価点	配点	審査基準日において、次の制度認定の取得状況について評価する。		5点	5点	1) 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・プラチナえるぼし認定企業)	①左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している	2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	②左記の1)から3)のいずれも認定を取得していない	0点		3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)												
評価基準		評価点	配点																											
審査基準日において、次の制度認定の取得状況について評価する。		5点	5点																											
1) 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・プラチナえるぼし認定企業)	①左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している																													
2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	②左記の1)から3)のいずれも認定を取得していない	0点																												
3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)																														
競争参加者の経験及び能力	成績・表彰等	企業の同種業務の成績	次の基準で評価する。																											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"> $\text{評価点} = \frac{\text{配点 (15点)}}{a} \times \text{係数} \times \frac{(\text{同種業務実績の業務評定点} - 70)}{20}$ 評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする。 業務評定点が70点以下、又は業務評定点の提出がない場合は、業務評定点を70点とする </td> <td rowspan="4">0 ～ 15 点</td> <td rowspan="4">15点</td> </tr> <tr> <td colspan="3">係数 a の設定は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合</td> <td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td> </tr> <tr> <td>1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td>3) 上記に該当しない</td> <td colspan="2">0.00</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準			評価点	配点	$\text{評価点} = \frac{\text{配点 (15点)}}{a} \times \text{係数} \times \frac{(\text{同種業務実績の業務評定点} - 70)}{20}$ 評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする。 業務評定点が70点以下、又は業務評定点の提出がない場合は、業務評定点を70点とする			0 ～ 15 点	15点	係数 a の設定は下記のとおり				同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務	0.50	0.25	0.12	3) 上記に該当しない	0.00
評価基準			評価点	配点																										
$\text{評価点} = \frac{\text{配点 (15点)}}{a} \times \text{係数} \times \frac{(\text{同種業務実績の業務評定点} - 70)}{20}$ 評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする。 業務評定点が70点以下、又は業務評定点の提出がない場合は、業務評定点を70点とする			0 ～ 15 点	15点																										
係数 a の設定は下記のとおり																														
	同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合			同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合																									
1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50			0.25																									
2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務	0.50	0.25	0.12																											
3) 上記に該当しない	0.00																													
競争参加者の経験及び能力	成績・表彰等	企業の同一業種区分における表彰実績	次の基準で評価する。																											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">NEXCO東日本から表彰を受けた優秀業務等、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。なお、優秀業務等の表彰とは、各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀業務、又は優良業務」として表彰であることをいう。</td> <td rowspan="4">0 ～ 5 点</td> <td rowspan="4">5点</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> $\text{評価点} = \frac{\text{配点 (5点)}}{a} \times \text{係数}$ 評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 係数 a の設定は下記のとおり </td> </tr> <tr> <td></td> <td>表彰日が令和5年4月1日以降である場合</td> <td>表彰日が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合</td> <td>表彰日が平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td> </tr> <tr> <td>1) 同一業種区分におけるNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰(優秀業務)の実績を有する</td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>2) 同一業種区分におけるNEXCO東日本の事務所長表彰(優良業務)の実績を有する</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td>3) 上記に該当しない</td> <td colspan="2">0.00</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準			評価点	配点	NEXCO東日本から表彰を受けた優秀業務等、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。なお、優秀業務等の表彰とは、各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀業務、又は優良業務」として表彰であることをいう。			0 ～ 5 点	5点	$\text{評価点} = \frac{\text{配点 (5点)}}{a} \times \text{係数}$ 評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 係数 a の設定は下記のとおり				表彰日が令和5年4月1日以降である場合	表彰日が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合	表彰日が平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	1) 同一業種区分におけるNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰(優秀業務)の実績を有する	1.00	0.50	0.25	2) 同一業種区分におけるNEXCO東日本の事務所長表彰(優良業務)の実績を有する	0.50	0.25	0.12	3) 上記に該当しない	0.00
評価基準			評価点	配点																										
NEXCO東日本から表彰を受けた優秀業務等、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。なお、優秀業務等の表彰とは、各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀業務、又は優良業務」として表彰であることをいう。			0 ～ 5 点	5点																										
$\text{評価点} = \frac{\text{配点 (5点)}}{a} \times \text{係数}$ 評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 係数 a の設定は下記のとおり																														
	表彰日が令和5年4月1日以降である場合	表彰日が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合			表彰日が平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合																									
1) 同一業種区分におけるNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰(優秀業務)の実績を有する	1.00	0.50			0.25																									
2) 同一業種区分におけるNEXCO東日本の事務所長表彰(優良業務)の実績を有する	0.50	0.25	0.12																											
3) 上記に該当しない	0.00																													

配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。					
			評価基準		評価点	配点		
技術部門・科目・種類に応じ評価する。			①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」のイに該当する		15点	15点		
			②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件」予定管理技術者に求める事項「技術者資格」のロに該当する		7.5点			
			③上記に該当しない		不適 (競争参加資格なし)			
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。					
			評価基準		評価点	配点		
評価点 = $\frac{\text{配点 (20点)}}{a} \times \text{係数}$ 評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 係数 a の設定は下記のとおり			同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合		0 ~ 20 点	20点		
			同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合					
			同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合					
			1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00			0.50	0.25
			2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡橋高速道路株式会社、又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50			0.25	0.12
3) 上記に該当しない			0.00					
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の地域での業務実績	次の基準で評価する。					
			評価基準		評価点	配点		
平成23年4月1日以降に履行対象地域で業務を行い、公共発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。 履行対象地域：岩手県又は秋田県内			①実績がある		5点	5点		
			②上記に該当しない		0点			
配置予定管理技術者の経験及び能力	実績・表彰等	配置予定管理技術者の同種業務の成績	次の基準で評価する。					
			評価基準		評価点	配点		
評価点 = $\frac{\text{配点 (10点)} \times \text{係数 a} \times (\text{同種業務実績の業務評定点} - 70)}{20}$ 評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 業務評定点が90点以上の場合は、業務評定点を90点とする。 業務評定点が70点以下、又は業務評定点の提出がない場合は、業務評定点を70点とする 係数 a の設定は下記のとおり			同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合		0 ~ 10 点	10点		
			同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合					
			同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合					
			1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00			0.50	0.25
			2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務	0.50			0.25	0.12
3) 上記に該当しない			0.00					
配置予定管理技術者の経験及び能力	配置予定管理技術者の手持ち業務件数	次の基準で評価する。						
		評価基準		評価点	配点			
配置予定管理技術者が、以下に該当する場合は競争参加を認めない。 ・管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、契約件数の合計が10件以上 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記の件数を5件以上とする。		①該当しない		適	-			
		②該当する		不適 (競争参加資格なし)				
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	次の基準で評価する。						
		評価基準		評価点	配点			
以下のいずれかに該当する場合には競争参加を認めない。 ①再委任の内容が共通仕様書に示す「主たる部分」若しくは「秘密の保持」に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。			①いずれも該当しない		適	-		
			②いずれかに該当する		不適 (競争参加資格なし)			

(注1)技術評価点は、上記技術評価項目及び評価基準に基づく評価点(満点100点)に60/100を乗じて、小数点第4位以下を切り捨てた値とする。